

新 旧 対 照 表

新	旧
<p data-bbox="309 443 871 475">高知県戦略的製品開発推進事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="71 520 304 552">第1条～第4条 略</p> <p data-bbox="91 600 311 632">(補助事業の採択等)</p> <p data-bbox="71 639 1108 703">第5条 前条に掲げる事業を実施しようとする者は、知事が別に定める手続に従って事業採択の申請をしなければならない。</p> <p data-bbox="71 711 1108 855">2 知事は、前項の規定による申請がされたときは、別に定める高知県戦略的製品開発推進事業費補助金審査会設置要綱に基づく審査を実施し、高知県戦略的製品開発推進事業費補助金審査会に基づく審査会の意見を踏まえて補助事業の採択又は不採択を決定するものとする。</p> <p data-bbox="71 863 1108 927">3 知事は、採択の決定を行った場合は当該申請者に通知するものとし、不採択の決定を行った場合はその理由等を付して、当該申請者に通知するものとする。</p> <p data-bbox="91 1023 338 1054">(補助金の交付の申請)</p> <p data-bbox="71 1062 1108 1158">第6条 前条第2項の規定により採択の決定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="71 1166 1108 1359">2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除ができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。た</p>	<p data-bbox="1368 443 1930 475">高知県戦略的製品開発推進事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1131 520 1364 552">第1条～第4条 略</p> <p data-bbox="1151 1023 1397 1054">(補助金の交付の申請)</p> <p data-bbox="1131 1062 2168 1126">第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1131 1134 2168 1359">2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除ができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限</p>

だし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

- 第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容、補助金の交付の申請が**適当であると認めた場合は、**予算の範囲内で**補助金の交付を決定し、**別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者（第10条第3項の規定により承継させようとする者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

- 第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の申請の取下げ)

- 第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請

りでない。

(補助金の交付の決定)

- 第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容、補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者（第9条第3項の規定により承継させようとする者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

- 第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の申請の取下げ)

- 第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請

を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の増額又は20パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。
- (2) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額の20パーセントを上回る金額をそれぞれの区分間で流用しようとするとき。
- (3) 補助事業の実施期間を延長しようとするとき。
- (4) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

ア 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式の2による補助事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を他の者に承継させようとするときは、あらかじめ別記第3号様式の3による補助事業承継承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、第1項の規定により補助事業計画変更承認申請書の提出があったとき、第2項の規定により補助事業中止(廃止)承認申請書の提出があったとき又は前項の規定により補助事業承継承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第4号様式による補助事業計画変更等承認(不承認)通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

5 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の増額又は20パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。
- (2) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額の20パーセントを上回る金額をそれぞれの区分間で流用しようとするとき。
- (3) 補助事業の実施期間を延長しようとするとき。
- (4) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

ア 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式の2による補助事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を他の者に承継させようとするときは、あらかじめ別記第3号様式の3による補助事業承継承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、第1項の規定により補助事業計画変更承認申請書の提出があったとき、第2項の規定により補助事業中止(廃止)承認申請書の提出があったとき又は前項の規定により補助事業承継承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第4号様式による補助事業計画変更等承認(不承認)通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

5 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第11条 複数年度にまたがる製品・技術開発を行う者は、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月末日までに別記第5号様式による補助事業遂行状況報告書により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定によるほか、知事から要求があったときは、速やかに別記第5号様式による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日以降の最初の3月31日までのいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額を速やかに別記第7号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

4 補助事業者は、賃上げ加算枠を活用した場合、第1項の規定による実績報告に合わせて、別記6号様式の2による賃上げ状況報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条第1項の規定により補助事業実績報告書を受理した場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第3項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び補助事業実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第8号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 複数年度にまたがる製品・技術開発を行う者は、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月末日までに別記第5号様式による補助事業遂行状況報告書により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定によるほか、知事から要求があったときは、速やかに別記第5号様式による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日以降の最初の3月31日までのいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定により補助事業実績報告書を受理した場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第3項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び補助事業実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第8号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用の増加した財産（補助事業において製造された装置等及び製品・技術開発の成果を含む。以下「取得財産等」という。

（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。）については、別記第9号様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、取得財産等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第10号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に収入が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適切な行為をした場合

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(財産の管理等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用の増加した財産（補助事業において製造された装置等及び製品・技術開発の成果を含む。以下「取得財産等」という。

（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。）については、別記第9号様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、取得財産等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第10号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に収入が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適切な行為をした場合

(4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(成果の取りまとめ)

第19条 事業完了後の補助事業の成果を報告するため、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月末日までに別記第11号様式による実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の成果について必要があると認める場合は、補助事業者に成果を発表させることができる。

3 知事は、補助事業者に対して、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

(削除)

第20条～第21条 略

(グリーン購入等)

第22条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

2 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に基づいた県産品の採用等に努めるものとする。

(4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(成果の取りまとめ)

第18条 事業完了後の補助事業の成果を報告するため、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月末日までに別記第11号様式による実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の成果について必要があると認める場合は、補助事業者に成果を発表させることができる。

3 知事は、補助事業者に対して、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

(収益納付)

第19条 知事は、前条の成果により、補助事業者が補助事業の実施結果により収益が生じたことと認めた場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の総額を上限として、知事が別に定める金額の納付を命ずることができる。

第20条～第21条 略

(グリーン購入)

第22条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

第23条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条第3項及び第15条から第21条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第23条 略

附 則

- 1 略
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第3項及び第14条から第21条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月8日から施行する。

別表第1 (第4条関係)			補助要件		事業期間	経費区分	種別(費目)	補助対象経費の内訳	補助率及び補助限度額
補助事業	取組内容	補助事業者	申請に関する要件	事業内容に関する要件					
開発者・ベンジ事業	製品・技術の開発に向けた、調査や条件、成果の集約などへの掲載	(1) 中小企業等経営強化法(平成17年法律第18号)第2条第2号に規定する中小企業等 (2) 産業競争力強化法(平成25年法律第24号)第1条第1項に規定する中小企業等	申請にあたっては、事前に申請先支援チームを相手とする協議(特許法第36条第1項、第9条第3項)を要する事項	1.製品や技術の開発・改良を目的とした調査や条件、成果の集約などへの掲載であること 2.調査や条件、成果の集約などへの掲載は、特許法第36条第1項、第9条第3項に規定する事項	1年以内	設備費	機械装置費	開発に必要な機械装置又は工具器具の購入等(改良、貸付、借機)に要する経費 (注1)機械装置費は国内事業所に設置するものに限る。 (注2)購入する機械装置は取得価格50万円未満のものに限る。	-
								開発者・ベンジ事業	
製品開発事業	自社の売上増加分に相当する製品・技術の開発	1.中小企業等経営強化法(平成17年法律第18号)第2条第2号に規定する中小企業等 2.産業競争力強化法(平成25年法律第24号)第1条第1項に規定する中小企業等	申請にあたっては、事前に申請先支援チームを相手とする協議(特許法第36条第1項、第9条第3項)を要する事項	1.調査や条件、成果の集約などへの掲載は、特許法第36条第1項、第9条第3項に規定する事項 2.調査や条件、成果の集約などへの掲載は、特許法第36条第1項、第9条第3項に規定する事項	2年以内 (令和8年度に交付決定する年度で、事業内容が令和8年3月31日までの間に完了するものに限る。)	設備費	機械装置費	開発に必要な機械装置又は工具器具の購入等(改良、貸付、借機)に要する経費 (注1)機械装置費は国内事業所に設置するものに限る。 (注2)購入する機械装置は取得価格50万円未満のものに限る。	-
								製品開発事業	
製品開発事業	自社の売上増加分に相当する製品・技術の開発	1.中小企業等経営強化法(平成17年法律第18号)第2条第2号に規定する中小企業等 2.産業競争力強化法(平成25年法律第24号)第1条第1項に規定する中小企業等	申請にあたっては、事前に申請先支援チームを相手とする協議(特許法第36条第1項、第9条第3項)を要する事項	1.調査や条件、成果の集約などへの掲載は、特許法第36条第1項、第9条第3項に規定する事項 2.調査や条件、成果の集約などへの掲載は、特許法第36条第1項、第9条第3項に規定する事項	2年以内 (令和8年度に交付決定する年度で、事業内容が令和8年3月31日までの間に完了するものに限る。)	設備費	機械装置費	開発に必要な機械装置又は工具器具の購入等(改良、貸付、借機)に要する経費 (注1)機械装置費は国内事業所に設置するものに限る。 (注2)購入する機械装置は取得価格50万円未満のものに限る。	-
								製品開発事業	

注1： 特許の権限にあたっては、実施要領第4条第3項(事業計画申請書(エントリシート))に必要事項を記入の上、申請書の1か月前までに工業振興課に提出してください。内容確認後、製品開発支援チームに情報共有、件名変更を行います。

別表第1 (第4条関係)			補助要件		事業期間	経費区分	種別(費目)	補助対象経費の内訳	補助率及び補助限度額
補助事業	取組内容	補助事業者	申請に関する要件	事業内容に関する要件					
開発者・ベンジ事業	製品・技術の開発に向けた、調査や条件、成果の集約などへの掲載	(1) 中小企業等経営強化法(平成17年法律第18号)第2条第2号に規定する中小企業等 (2) 産業競争力強化法(平成25年法律第24号)第1条第1項に規定する中小企業等	申請にあたっては、事前に申請先支援チームを相手とする協議(特許法第36条第1項、第9条第3項)を要する事項	1.製品や技術の開発・改良を目的とした調査や条件、成果の集約などへの掲載であること 2.調査や条件、成果の集約などへの掲載は、特許法第36条第1項、第9条第3項に規定する事項	1年以内	設備費	機械装置費	開発に必要な機械装置又は工具器具の購入等(改良、貸付、借機)に要する経費 (注1)機械装置費は国内事業所に設置するものに限る。 (注2)購入する機械装置は取得価格50万円未満のものに限る。	-
								開発者・ベンジ事業	
製品開発事業	自社の売上増加分に相当する製品・技術の開発	1.中小企業等経営強化法(平成17年法律第18号)第2条第2号に規定する中小企業等 2.産業競争力強化法(平成25年法律第24号)第1条第1項に規定する中小企業等	申請にあたっては、事前に申請先支援チームを相手とする協議(特許法第36条第1項、第9条第3項)を要する事項	1.調査や条件、成果の集約などへの掲載は、特許法第36条第1項、第9条第3項に規定する事項 2.調査や条件、成果の集約などへの掲載は、特許法第36条第1項、第9条第3項に規定する事項	2年以内 (令和8年度に交付決定する年度で、事業内容が令和8年3月31日までの間に完了するものに限る。)	設備費	機械装置費	開発に必要な機械装置又は工具器具の購入等(改良、貸付、借機)に要する経費 (注1)機械装置費は国内事業所に設置するものに限る。 (注2)購入する機械装置は取得価格50万円未満のものに限る。	-
								製品開発事業	
製品開発事業	自社の売上増加分に相当する製品・技術の開発	1.中小企業等経営強化法(平成17年法律第18号)第2条第2号に規定する中小企業等 2.産業競争力強化法(平成25年法律第24号)第1条第1項に規定する中小企業等	申請にあたっては、事前に申請先支援チームを相手とする協議(特許法第36条第1項、第9条第3項)を要する事項	1.調査や条件、成果の集約などへの掲載は、特許法第36条第1項、第9条第3項に規定する事項 2.調査や条件、成果の集約などへの掲載は、特許法第36条第1項、第9条第3項に規定する事項	2年以内 (令和8年度に交付決定する年度で、事業内容が令和8年3月31日までの間に完了するものに限る。)	設備費	機械装置費	開発に必要な機械装置又は工具器具の購入等(改良、貸付、借機)に要する経費 (注1)機械装置費は国内事業所に設置するものに限る。 (注2)購入する機械装置は取得価格50万円未満のものに限る。	-
								製品開発事業	

注1： 製品開発事業は中小企業等経営強化法(平成17年法律第18号)第2条第2号に規定する中小企業等、製品開発支援チームに相談すること。